■資料■特集 95周年記念号:明るい未来を目指して

新生照明学会の船出に寄せて

Links to the Newborn IEIJ Voyage



1954年生、76年、東京 大学工学部卒、78年、 同大学院修士課程卒、 同年鹿島建設㈱入社. 現在、建築設計本部 統括 グループリー ダー、2010年より照明 学会副会長.

正会員

植

野 約 Osamu Ueno

◀キーワード:公益法人改革、新しい照明学、分科会

■ KEYWORDS: reform of public benefit corporation, new lighting science, special interest group (division) systems

ABSTRACT

The Illuminating Engineering Institute of Japan (IEIJ) will change to a general incorporated association next year. The new organization will comply with the new act on public interest corporations. Based on our new vision following changes in social needs and technical developments, IEIJ reformed its organization greatly, such as by introducing special interest group (division) systems, in order to establish new lighting science. This article describes how such reformations were achieved, and gives the outline of the new organization and expectations for the new and improved IEIJ.

1. はじめに

公益法人改革に伴い2012年4月1日,社団法人「照明学会」は一般社団法人「照明学会」に移行する。一見すると、「一般」の2文字が付加されただけのようだが、その内容は、数年前の勉強会から始まって、歴代の理事や事務局を中心として関係された多くの方々の、知恵と意欲と苦労の集大成であり、照明学会設立95年を経た「一大革命」とも呼べる構造改革といってよい。

組織の骨格=憲法に当る「定款」や、その下部規定である「規則」の変更に当たっては、2度にわたる総会に付議し決議したものであり、その後、内閣府への移行認可申請を経て、新法人として、来年4月登記する手はずになっている。現時点では、まだ認可完了というわけではないものの、この執筆機会をお借りして、これまで関係された多くの皆様のご努力に、心から敬意を表したいと思う。

この小論では、この1年間、新社団法人移行推進委員 長という立場で関わってきた者として、公益法人改革の 契機とその概要、そして、照明学会の対応と、実現した 構造改革に込められた意味や将来への期待などについ て、記述してみたい。

2. 公益法人改革と照明学会の対応

2008年12月,公益法人制度の抜本的改革に関連する3つの法律(一般法人法・公益認定法・整備法)が施行された。と同時に、2万4千を超える公益法人(社団法人,財団法人)の全てにおいて、その対応が求められることになった。

とにかく2013年11月末までの5年間に、法人として、この「新法人法」に対する対応方針の結論を出し、複雑な移行申請を行政庁に提出し、公益法人認定あるいは一般法人認可を取得しなければならない。もしそれを怠った場合には解散を余儀なくされる、という具合の確固たる改革要請であり、各公益法人には、一様に緊張感が走ったのである。

ところで、従来の公益法人とは、明治29年制定の民法34条に基づいて設立されたものであり、主務官庁(照明学会の場合は文科省)によって、公益性を認められれば、法人格を取得でき、同じ主務官庁の監督の下、運営が行われてきた。しかし、官庁ごとの裁量権のばらつきや、一部の公益法人で不適切な経営実態が発覚するなどと問題も多く、さらには財政悪化や行政改革、そして天下り問題など、税の使い方への厳しい世論を背景として、こうした公益法人改革が法制化されることになったわけである。

その目的を、ここで改めてまとめるならば、民活による公益の増進であり、また新しい時代の民間法人組織の社会貢献への可能性を求めるものであろう。小さな政府において、民間ベースで公益性を実現することや、民間の非営利団体の自主的活動を促す仕組みであり、現代日本のような成熟した社会でこそ、成立する制度ともいえる。

こうして法人格の取得と公益性とが分離され、必ずしも公益性の有無によることなく、非営利法人を「登記」によって設立することができるようになったものの、当該法人に対しては、これまでとは比べようのないほどの内部統制(ガバナンス)が要請され、情報開示と透明性

確保, そしてコンプライアンスが求められることになった.

ちょうど、民間営利企業を統制する「会社法」と、同様な仕組みと理解すれば、わかりやすいと思う.

われわれ照明学会の対応は早かった。2007年11月より 公益法人制度への移行委員会を発足させ、対応協議を開始。2008年6月には、理事会で新法人法下での「公益社 団法人」を目指すことを決議した。「不特定かつ多数の 者の利益の増進に寄与する」という新しい「公益社団法 人」の定義を読む限り、社会貢献の志を持つべき学術団 体としては、当然の判断だったと思う。

しかし、その後、勉強すればするほど、新「公益社団 法人」のハードルの高さを知ることになった。

まずは、公益目的事業の認定が大変に難しい。不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与し、かつ学術、技芸、慈善その他公益認定法の「別表」に、定められた種類の事業でなければならないからである。さらに、その公益目的事業の比率は、法人全体事業の50%以上が必要であり、かつ、その事業ごとに「収支相償」が問われ、毎年赤字であるか、収支トントンであることを、エビデンスで示さねばならないのである。

一方では、税法上のメリットも少なく、本来「公益社団法人」の特権といえる寄付金控除税制も、当面寄付拡大が望めない世の中の経済状況では、十分享受できないこともわかってきた。結局のところ、他学会の対応動向も見据えながら、長い議論の末、2010年7月理事会で、「一般社団法人(非営利型)」へと方針変更を決定することに至った。将来にわたって事業活動の自由性を確保し、また収支相償を証明するために要する、多大な経費負担を回避するための、決断であった。

3. 照明学会の構造改革

この間の「新法人化」に向けた理事会,推進委員会などの活動は、単に事務的に新法への法的適合性を考えるだけではなく、抜本的な組織改革を含めた、志の高い活動であったことは明記されてよい。照明学会は、2016年に設立100周年を迎えるが、次の第2世紀に向けて、社会ニーズの変化や技術の発展を踏まえた新しいビジョンを策定し、その実現のための組織上での「機関設計」を伴ったものであった。

具体的に、橘邦英前会長を中心に理事会で決定した構造改革のためのビジョンは、大きく次の4点に整理される.

- ・新しい照明学の創成
- ・地球環境問題取組を通じた社会貢献
- ・産業界との連携強化
- ・学術団体としての基盤強化

そして以上を通じ、「照明学会のプレゼンスの向上を はかる」ことが、新法人化対応活動を担う関係者の共有 認識となった.

この中で特に、1つ目にあげた「新しい照明学の創成」とは、照明が関わる科学技術を、ハード技術だけでなく、デザインや環境心理、生活との対応など、ソフト技術も強化したうえで学際的に再編し、よって若者にも魅力のある領域をめざすことで、次世代の人材育成にも寄与しようという意図であり、まさに「新生照明学会」を象徴している理念だと思う。

現在,LEDや有機ELなど,新光源の目覚しい発展と実用化により,照明は、特に経済産業界において大いに脚光を浴びているが、新生照明学会としては、そのハード技術の進歩に寄与するだけに満足するのではなく、それを使うユーザー側の立場に立った、ソフト技術、すなわち人間にとって真に快適な光のあり方を、エビデンスに基づいて評価・検証し、標準化やデザイン創造に結びつけてゆく活動などにも重点を置くべきだと考えている

新光源分野における、中国や韓国などアジア諸国の、官民一体となった戦略や勢いを見るにつけても、ほかの工学系分野と同様、日本の国際競争力の維持・強化のためには、デザインやソフトウェア、コンテンツ技術がより重要なのだと思う。

今回、これらのビジョンを実現するために、照明学会では大きな組織改革が行われた。110名の代議員を法律上の「社員」とする「社員総会」を最高議決機関とし、その元で業務の執行を担う理事会には、定款に定めた事業ごとに担当理事を置くことになった(図1).

こうした改革の中でも、会員にとって最も重要なのは「分科会」制度の新設であろう。

これまで照明学会の研究を担ってきた「専門部会」を 再編し、全ての学会員が専門に応じた「分科会」に所属 する、というものである。これにより照明学会員は、従 来の支部活動に加えて、専門領域での分科会活動にも参 加できることになり、いわば縦糸と横糸のマトリクス体 制が構築されたといってよい。

「分科会」の正式設立に当り、本年6月より所属分科会の希望募集が開始されたが、既に学会員約6,000人に対し、約6分の1に当る950名の登録が完了している(9/20現在)。

まだ分科会設立の正確な意図や、そもそも所属希望の募集そのものさえも、周知徹底が十分でないことを考えれば、来年4月の正式設立前の分科会準備会としては、順調な滑り出しだと思う。

私自身も、照明設計・デザイン分科会の幹事会に参加 し、活動方針などの議論を始めているが、面出薫幹事長 のもと、これまで学会活動にやや距離を置いてきた照明 デザイナーの方々からも、今後の分科会活動に対し、大 変意欲的な意見が出てきている. まさに、ソフト技術向上へ向けて、手ごたえを感じて いるところだ。

こうした各分科会活動の成果は、今後、学会全国大会の研究発表や、学会誌での論文発表増加を促し、またそれぞれの分野での学術貢献、社会貢献、産業貢献に繋がることが、期待される。おそらく、若い世代の学会活動への参加のモチベーション向上にも、大いに寄与することだろう。

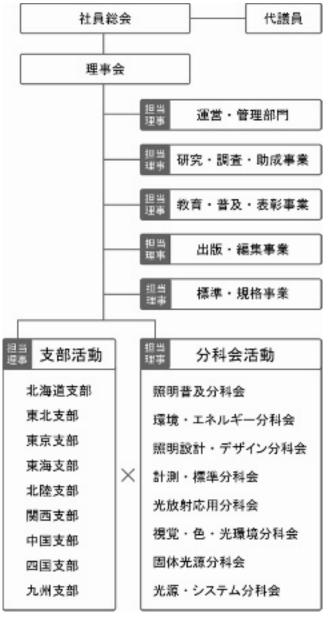


図1 新生照明学会の組織図

Fig.1 The newly organization chart of IEIJ.

4. 大震災と新生照明学会

新生照明学会が船出しようという本年3月11日, 東日本は未曾有の大災害に見舞われた.

マグニチュード9.0の激震に加え、大津波とレベル7の原発事故. 関係者からは、一様に、「想定外」とのコメントが続いた. さらに、直後の計画停電や、夏の節電規制を経て、既に発生から半年以上が経過したが、依然として、原発事故は収束に至らず、多くの避難民は帰れず、被災地区の復興への明確な道も見えていない.

照明について言えば、高度成長以後、際限ない明るさの追求で、都市は大量の光で溢れてきたが、突然の節電要請の中、市民は急遽、街の至る所で、これまで経験のない「暗さ」を体験することになった。不必要な明るさが消え、省エネや都市景観、照明デザインの面からはむしろ望ましいとの意見もあるが、一方では、科学的根拠のない消灯に、安全安心面からの危惧も懸念された。

そもそも安全や安心のために、必要十分な明るさとは何か、照明に頼らない光環境技術は何かなど、災害を受けて、はじめて浮き上がる技術課題も見えてきたように思う、災害時のBCP(事業継続計画)を、切迫感を持って考察することで、通常時の地球環境問題、省エネ・節電の本質的あり方も見えてくるのかもしれない。

さらに、それが伝統的美意識や文化に支えられた、日本固有の光環境の再生へと結びつくことに、大いに期待したい.

3.11は、今後、全ての工学系分野で、技術のパラダイムシフトを促すことになろう。

今回の一連の構造改革が、それを担うに足るものであり、新生照明学会が、社会の期待に応えて、例えば、こうした有事に際し、迅速で的確な対応を牽引する組織であり得ることを、ここに切に望むものである。

連絡先

鹿島建設㈱建築設計本部

〒107-8502 東京都港区赤坂6-5-30

TEL: 03-6229-7472

5--30, Akasaka6--Chome, Minato-ku, Tokyo107--8502

KAJIMA CORPORATION